

個人住民税の特例控除の割合

個人住民税の課税総所得金額－所得税と個人住民税の人的控除の差の合計額※	割合
0円～1,950,000円	84.895%
1,950,001円～3,300,000円	79.79%
3,300,001円～6,950,000円	69.58%
6,950,001円～9,000,000円	66.517%
9,000,001円～18,000,000円	56.307%
18,000,001円～40,000,000円	49.16%
40,000,001円～	44.055%

※0円未満となる、または課税総所得金額がない場合は、この表とは異なる割合を用います。

《注意》

生命保険料控除、地震保険料控除及び所得税の寄附金控除の金額によっては、個人住民税の特例控除の割合と(90%-所得税の限界税率×1.021)の計算式により算出した数値が一致しない場合があります。

このような場合は、ふるさと納税額のうち2,000円を超える部分について、所得税及び個人住民税から全額が控除されません。